

保存版

都留市立都留第二中学校

「いじめ防止のための基本方針」

都留市立都留第二中学校

「いじめ防止のための基本方針」

～すべての生徒が生き生きとした学校生活が送れるように～

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をあたえるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本方針は、上記の認識の上に立ち、人権尊重の理念に基づき、都留第二中学校のすべての生徒が、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的として策定するものである。

1 「いじめ」とは

「当該児童生徒が、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係のある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。[いじめ防止対策推進法 第1章 総則・基本方針・第2条]

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することも必要とされる。

なお、起きたった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。〔文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より〕

したがって、被害を受けた生徒が「いじめ」と感じたら、その生徒にとっては「いじめ」であるという認識が必要である。

このことにより、いじめを次のように捉えることができる。

- ・学校の内外を問わず、たとえば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係がある者との関わり。
- ・「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものなど。
- ・身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。

また、いじめの認知については単に、からかい・ひやかし等の事案だけでなく次にあげるものにも配慮する。

- ・発達障害を含む障害のある生徒が関わるもの
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に関わる生徒に関するもの
- ・自然災害等により避難している生徒に関するもの
- ・海外から帰国した生徒や、外国籍・国際結婚の保護者を持つ外国につながる生徒に関するもの

2 「いじめ」の問題に関する基本的認識

(1) いじめはどこの中学校でも、どの学級でも起こりうる」という認識を全教職員がもつ

全教職員が、児童・生徒が発しているサインを見逃すことのないように、教職員は、「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感をもつて常に生徒に接することや、教職員相互の情報交換などが、いじめ防止や早期解決につながる。

(2) いじめは絶対に許されない行為であるという認識を学校全体に行き渡らせる

「いじめは許されない」「いじめる側が悪い」という認識を、生徒も教師も持つことが大切である。したがって、いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っているということ、また、いじめをはやしたり、傍観したりする態度もいじめる行為と同様に許されない行為であることをすべての生徒に指導することが大切になる。

さらに、いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の犯罪行為に当たる可能性があることを生徒にも認識させるとともに、警察との連携も強化する。

(3) いじめられている生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

また、いじめられている生徒の、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。そして「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、必ず解決でき、希望が持てることも伝える。自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮することも必要である。

(4) いじめる生徒や傍観していた生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

いじめた生徒に対しては、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させる。また、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちも伝え、いじめられる側の気持ちを認識させる。あわせて、いじめた気持ちや状況などについて充分に聴き、生徒の背景にも目を向けて指導する。その際、心理的孤立感・疎外感をあたえないようとするなど一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行っていく。また、当事者だけの問題にとどめず、はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、「それらの行為もいじめ同様、決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。また、いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

(5) 学校内外に生徒の悩みを受け入れる相談体制を整備する。

養護教諭やスクールカウンセラーとの連携を深めるとともに「教育相談」や「いじめ防止のためのアンケート」などを行い、生徒が相談しやすい環境整備に努める。また、外部の相談機関について生徒の保護者に周知しておくなど、困った時にはどうしたらよいかをあらかじめ知らせておき、一人で悩ませない体制を整える。

(6) 家庭教育の在り方がいじめ問題に大きく関わるため保護者との連携を深める。

いじめ問題の解決には、家庭の協力が極めて重要な役割を担っている。また、日頃より家庭において、思いやり、善悪の判断などについて話し合う機会を持つことがいじめの防止につながる。そのためには、様々な情報を保護者に提供し、学校と家庭が協力していじめ問題に取り組んでいく協力体制が大切になる。

(7) 日頃から、生徒と教師の信頼関係を築いていく。

日頃からあいさつや声かけを心がけ、給食・休み時間・清掃活動・委員会活動・部活動などの機会を通じての生徒とのふれあいや協働・協汗を大切していく。また、生徒の相談に対しては、カウンセリングマインドに基づいた対応を心がける。

(8) 年間を通じて「優しい心や豊かな人間関係を育むための教育活動」を教育課程に位置づける。

生徒に日頃から豊かな人間関係を育む教育活動を教育課程に位置づけることが、いじめ防止につながる。「道徳」「学級活動」「総合的な学習の時間」などで、ロールプレイなどを用いた生徒に考えさせる「いじめ防止プログラム」等を計画する。また、道徳においても相手の気持ちを考えさせるような授業を仕組み、優しい心を育てる。

3 未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ふりをすることや知らん顔をすることも、「傍観者」としていじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ①学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを組織的に取り組む
- ②いじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。
 - ・いじめ、嫌がらせ追放宣言を生徒会・学年委員会・学級会等で行う。

- ③いじめや嫌がらせを見たら、ためらわずに報告できる体制をつくる。
 - ・いじめアンケートを年4回行う。
 - ・いじめを報告した生徒が報復攻撃を受けないよう、徹底して守る体制をつくる。
- ④キャッチフレーズをつくり歯止めとする。
 - ・すでに生徒に提示してある4つのキャッチフレーズ等を生徒に根付かせ、指導しやすい体制をつくる
 - @「あの人嫌ね」は殺人兵器
 - @悪口の告げ口でノックアウト
 - @ふざけっこ、実はいじめかも
 - @「あの人困っているよ」は愛の声

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①道徳教育を充実させる

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を發揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。生徒たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心使い」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめ抑止につながると考えられる。

②学級・学年や部活動等において、生徒一人一人が自己有用感を感じができる活動を行い、生徒の「心の居場所づくり」を推進する

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、生徒は、他者と関わりながら、それぞれの違いを認め合いながら活動している。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒たちの自尊感情を成長させる。その意味で、生徒たちが、「認められ感」をもてるような活動を意図的に仕組むことが必要になる。

また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながる。その意味で、教職員が生徒たちに対して愛情を持ち、配慮を要する生徒たちを中心据えた、温かい学級経営や教育活動を開拓することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

(3) 保護者や地域に向け積極的に働きかけ、家庭や地域の教育力を生かす。

PTAの各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、PTA主催の情報教育講演会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行っていく。それらの活動を通じて、家庭や地域の教育力を高め、いじめの防止につなげる。

(4) 学校生活での悩み等の解消を図るため、SCや外部機関との連携を図る。

他の人と人間関係をつくるのが苦手なために、いじめのターゲットになったり、発達障害的なものを抱えているために、他の人に不快な気持ちを与えたりしてしまい、いじ

めに発展するケースもある。これらの生徒に対しては、専門的な知識を有するSCや外部機関と連携を取りながら対応していくことがいじめの防止につながる。

4 早期発見のための取組

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切になる。

(1) 教職員のいじめに気付く力を高める

①生徒たちの立場に立つ。

一人一人を人格ある人間として、その個性と向き合い、人権を尊重した教育活動を行う。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢が大切になる。

②生徒たちを共感的に理解する。

集団の中で配慮を要する生徒たちに気付き、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要となる。

(2) いじめ発見のために、様々な手段を講じる。

①あらゆる機会を通して、生徒の状況を観察する。

- ・あいさつ運動、下校指導を通しての観察
- ・休み時間、給食時間、掃除時間等での観察
- ・保健室・職員室（来る回数が増えた生徒は要注意）などの観察

②個人ノート（つるにんノート）を活用する。

クラスごとに行っている生徒の個人ノートは、いじめ早期発見のきっかけとなることが多い。気になる記述があるかを注意して確認を行う。

③いじめアンケートを定期的に実施する。

年4回のいじめアンケートを実施していく（必要に応じて回数は増やす）。

④家庭との連絡を密に取る

- ・家庭での様子の変化について敏感になる。
- ・遅刻・欠席などの家庭との連絡の際は、いじめの可能性も視野に入れて対応する。

⑤養護教諭やSCとの情報交換を持つ

保健室には様々な情報が集まる。保健室にはなるべく立ち寄り、集まる生徒の様子を観察するとともに、養護教諭からも情報を得る努力をする。また、SCも情報を持っている場合があるので、できるだけ話し合う機会を持つ。

(3) 生徒たちや保護者が相談しやすい環境づくりをすすめる。

生徒や保護者がいじめについて相談することは、非常に勇気のいる行為である。

いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が充分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられるからである。

①本人からの訴えには

- ・心身の安全を保証する。

「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に全力で守る手立てを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する場所を提供し、担任やS C等を中心に、本人の心のケアに努める。また、具体的に心身の安全を保証する。

- ・事実関係や気持ちを傾聴する。

②まわりの生徒からの訴えには

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動をたたえ、情報の発信源は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こってない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスになる。日頃より、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことも大切である。

5 いじめへの対処

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡をとり、所轄警察署と相談する。また、いじめが重大事態と判断された場合は、設置者の指示に従って必要な対応をとることとする。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

①いじめ情報をキャッチしたら、早急に校内の対策行動に移り、その後②～⑥の対応を行う。

↓

- ・「いじめ対策委員会」を招集する。
 - ・いじめられた生徒を徹底して守る。
 - ・見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

②正確な実態把握を行う

- ・当事者双方、まわりの生徒から聴き取り、記録する。
- ・個々に聴き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

③指導体制、指導方針の決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係諸機関との連携を図る。

④生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く
- ・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で
「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。

⑤保護者との連携

- ・直接会って、具体的な対策を話す。（被害者、加害者双方）
- ・双方の保護者に協力を求め、今後の学校との連携の方法を話し合う。

⑥今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・S C 等の活用も含め、心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

（2）いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う必要がある。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

①いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめ情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。

また、状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。短時間に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を隨時行っていく。

把握すべき情報例	
・誰が誰をいじめているのか？	【加害者と被害者の確認】
・いつ、どこで起こったか？	【時間と場所の確認】
・どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？	【内容】
・いじめのきっかけは何か？	【背景と要因】
・いつ頃から、どのくらい続いているのか？	【期間】

(3) いじめが起きた場合の対応

- ①いじめられた生徒に対して
 - ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
 - ・自身を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。
- ②いじめられた生徒の保護者に対して
 - ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してくれるよう伝える。
- ③いじめた生徒に対して
 - ・いじめた気持ちや状況等について充分に聴き、生徒の背景にも目を向け指導する。
 - ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることと、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- ④いじめた生徒の保護者に対して
 - ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする強い気持ちお伝える。
 - ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をしていく。
- ⑤まわりの生徒たちに対して
 - ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者から抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示していく。
 - ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

- ・いじめを訴える事は、正義に基づいた勇気ある行動であることを伝える。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

⑥継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にS Cや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりの取組を強化する。

(4) いじめの解消について

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が、止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安とする）。

6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて細心の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さない様にするとともに、ネット上の書き込みを折りに触れてチェックする必要がある。

「ネットいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な期間と連携して対応する必要がある。

(1) 未然防止のための取組

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが大切となる。

①生徒に対して、情報モラルに関する指導を行う。

- ・情報集会等を開催したり、学級・学年指導の中で、生徒たちに次のような点を理解させ、ネットの危険性を認識させる。
@書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺につながる可能性があること。また、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

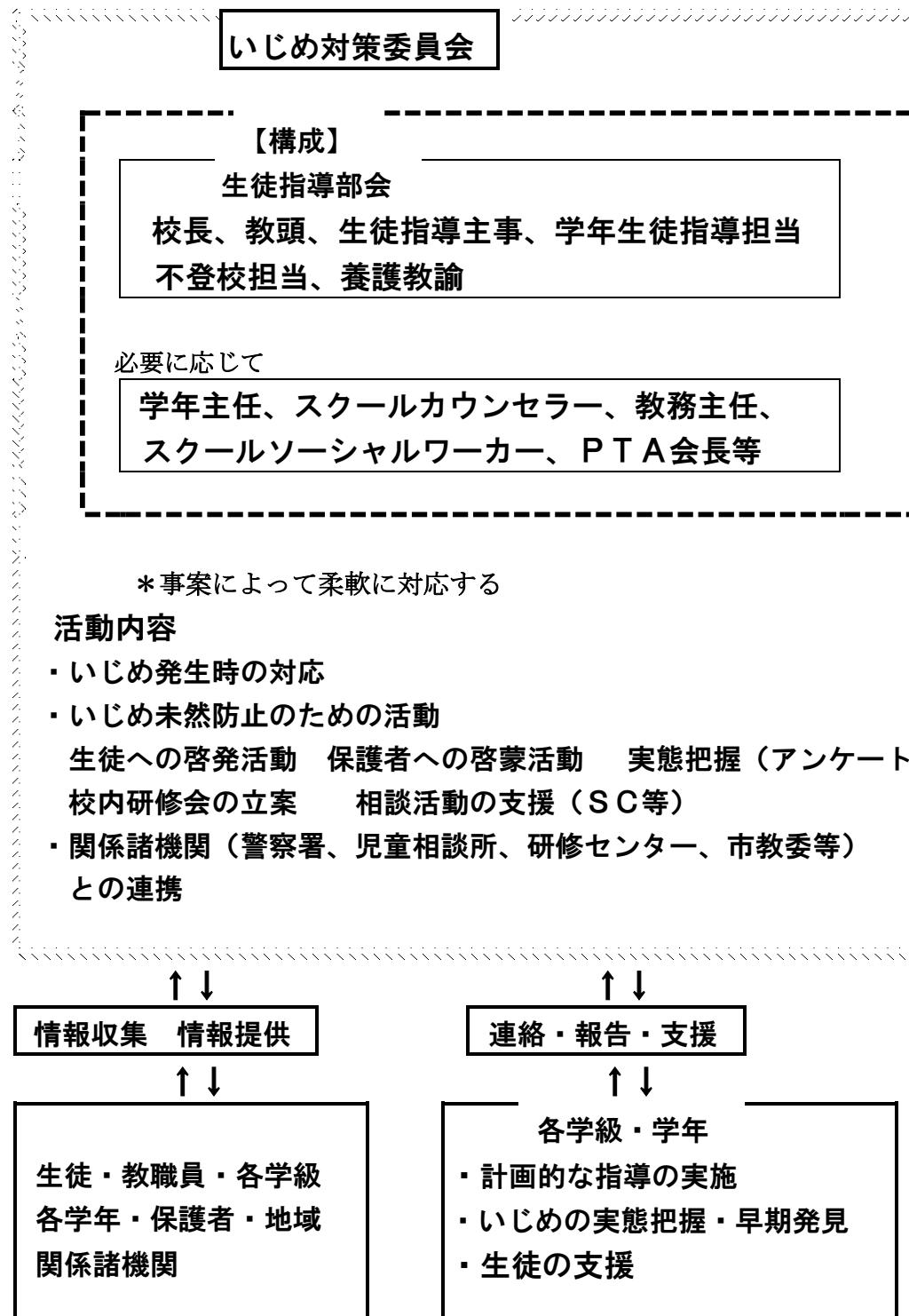
- ④一度流出した情報は、簡単には回収できること。
- ⑤発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ⑥匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ⑦内容によっては、恐喝罪等の犯罪となる。

②保護者に対して

- ・生徒たちのPCや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において、生徒たちを危険から守るためにルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性についても検討することをお願いする。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入口に立っている」ことを認識してもらう。また、知らない間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっている点も知ってもらう。
- ・家庭では、メール見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた時に見せる小さな変化に気付くよう生徒を良く見てほしい点を伝え、もし、そのような変化があった場合は、躊躇なく問い合わせ、学校へ相談してほしい旨をお願いする。

7 「いじめ防止」の指導体制

いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、不登校担当、養護教諭を構成員として設置する。なお、構成員は、実態等に応じて柔軟に構成する。



いじめ防止年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議等	・ いじめ学習会 (全職員) ・ P T A 総会で啓発					
		職 員 会 議 (生指提案 学年報告)				
		生 徒 指 導 部会 (月 2 ~ 3 回)				
防止対策		緊急いじめ 対策委員会 (いじめ発 生確認時)				
		学 級 づ く り・人 間 関 係 づ く り				
早期発見		道 徳 教 育 推 進 (生命尊重 思いやり)				
	家庭訪問	三者懇談				
		いじめ アンケート 実 施 (年 4回 原則)				
		必 要 に 応 じ て 二 者 懇 談 実 施				
会議等	S C 関 係 諸 機 関 との 連 携					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		職 員 会 議 (生指提案 学年報告)				
防止対策		生 徒 指 導 部会 (月 2 ~ 3 回)				
		緊急いじめ 対策委員会 (いじめ発 生確認時)				
早期発見	情報教育講演会					
		学 級 づ く り・人 間 関 係 づ く り				
		道 徳 教 育 推 進 (生命尊重 思いやり)				
		三者懇談				
会議等		いじめ アンケート 実 施 (年 4回 原則)				
		必 要 に 応 じ て 二 者 懇 談 実 施				
		S C 関 係 諸 機 関 との 連 携				

平成29年 3月策定

平成31年 3月一部修正